

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成28年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬登 録製剤	登録製 剤以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	5.6E+1				1.0E+0		2.9E+2	350.2
2	アクリルアミド	2.0E+0						1.3E+0	3.3
3	アクリル酸エチル							3.7E+2	373.1
4	アクリル酸及びその水溶性塩	3.2E+1						8.1E+0	40.3
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							3.7E+2	373.1
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	3.2E-1							0.3
7	アクリル酸n-ブチル	1.9E+1						6.5E+0	25.4
8	アクリル酸メチル							3.7E+2	373.1
9	アクリロニトリル							3.2E+2	321.8
10	アクロレイン		6.2E+3					1.2E+3	7,403.0
11	アジ化ナトリウム	3.0E-1							0.3
12	アセトアルデヒド	2.3E-3	3.6E+4					6.3E+3	42,475.4
13	アセトニトリル	3.0E+2						6.6E+2	957.1
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル								
17	o-アニシジン								
18	アニリン	1.7E-1						5.2E+0	5.4
20	2-アミノエタノール	5.9E+2			1.8E+4			4.6E+4	63,934.8
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					7.6E+1	5.3E+1		128.1
23	p-アミノフェノール								
24	m-アミノフェノール								
25	メトリブジン					2.9E+1			28.7
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							2.0E+0	2.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	2.5E+3			7.8E+4			6.4E+4	145,225.0
31	アンチモン及びその化合物	1.1E+2						5.0E+2	614.6
33	石綿		9.3E-1						0.9
36	イソブレン							9.0E+3	9,044.5
37	ビスフェノールA	7.6E+0						4.6E+0	12.2
40	ピフェナゼート								
41	フルトラニル					2.8E+1			28.0
46	キザロホップエチル					7.0E+0			7.0
47	ブタミホス					1.0E+2			100.0
48	EPN								
49	ペンディメタリン					6.8E+1			68.2
50	モリネート					9.1E+2			912.0
51	2-エチルヘキササン酸							1.9E+1	18.7
52	アラニカルブ					4.0E+1			40.0
53	エチルベンゼン	6.8E+4	7.2E+4	9.3E+4				4.3E+3	236,565.0
54	ホスチアゼート					1.0E+2			100.5
56	エチレンオキシド	4.8E+2						1.5E+3	1,958.2
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	8.7E+2						2.4E+1	897.4
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	5.5E+1						3.1E+0	58.2
59	エチレンジアミン	6.6E-2							0.1
60	エチレンジアミン四酢酸	1.1E+1			1.3E+1			2.0E+2	220.5
61	マンネブ					7.5E+1			75.0
62	マンコゼブ					1.1E+3			1,094.0
63	ジクアトジプロミド					2.6E+2			259.0
64	エトフェンプロックス					3.8E+2	6.4E+1		442.4
69	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル							7.4E+0	7.4
70	エマメクチン安息香酸塩					2.0E+0			2.0
71	塩化第二鉄	6.2E-1							0.6
73	1-オクタノール	2.0E-1						1.9E+0	2.1
75	カドミウム及びその化合物	8.2E-2						5.5E+0	5.6
76	-カプロラクタム							9.6E-1	1.0
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	1.1E+5	2.8E+5	1.7E+5				7.7E+4	637,312.6
81	キノリン								

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成28年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬登 録製剤	登録製 剤以外 殺虫剤	その他	
82	銀及びその水溶性化合物	8.6E+0						3.1E+1	39.5
83	クメン	8.4E+2	1.2E+3					3.1E+0	2,067.4
84	グリオキサール								
85	グルタルアルデヒド	3.9E+1						7.5E+1	113.5
86	クレゾール	2.0E-2						9.6E+1	96.3
87	クロム及び3価クロム化合物	2.9E+1						9.0E+1	119.8
88	6価クロム化合物	9.4E-1		8.6E+1					87.0
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					4.4E+1			43.9
91	シアナジン					9.5E+1			95.0
92	トルフェンピラド					1.1E+2			105.0
93	メトラクロール					1.7E+2			167.4
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					2.1E+1			21.0
96	ジフェノコナゾール					2.1E+1			21.3
99	クロロ酢酸エチル								
100	プレチラクロール					2.3E+2			229.4
101	アラクロール					8.6E+1			86.0
103	HCFC-142b							5.4E+3	5,424.8
104	HCFC-22							1.4E+5	135,051.6
108	メブロップ					7.4E+2			738.6
113	シマジン								
114	インダナファン					5.2E+0			5.2
115	フェントラザミド					3.3E+2			327.5
116	ヘキシチアゾクス								
117	テブコナゾール					2.5E+2	1.1E+1		260.7
118	ミクロブタニル					2.1E+0			2.1
119	フェンブコナゾール					2.2E+1			22.0
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン								
125	クロロベンゼン	1.7E+2						1.1E+2	280.6
126	CFC-115							7.3E+1	73.5
127	クロロホルム	7.0E+2						2.2E+3	2,884.9
132	コバルト及びその化合物	2.0E+1						3.0E+2	317.5
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	9.4E+2						1.6E-1	942.9
134	酢酸ビニル	1.8E+2						3.1E+2	483.6
137	シアナミド					4.0E+0			4.0
138	ジクロシメット								
139	トラロメトリン						1.6E+1		16.0
140	フェンプロパトリン					2.1E+1	5.7E+0		26.6
141	シモキサニル								
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	5.3E+1						4.1E+2	465.7
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール								
146	ピリミホスメチル					4.9E+1			49.0
147	チオベンカルブ					2.7E+2			272.0
148	カフェンストロール					4.0E+2			401.6
150	1,4-ジオキサソラン	3.1E+1							30.7
151	1,3-ジオキサソラン								
152	カルタップ					6.6E+2			659.5
153	テトラメトリン						7.3E+2		727.4
154	シクロヘキシルアミン								
157	1,2-ジクロロエタン	7.8E+1						1.3E+0	78.8
161	CFC-12							9.1E+3	9,138.6
162	プロピザミド					3.6E+1			36.0
164	HCFC-123							2.8E+3	2,833.1
168	イプロジオン					2.0E+2			199.3
169	ジウロン					1.2E+3			1,177.0
170	テトラコナゾール					4.0E-2			0.0
171	プロピコナゾール					3.9E+1		3.9E+1	78.3

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成28年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬登 録製剤	登録製 剤以外 殺虫剤	その他	
172	オキサジクロメホン					3.3E+2			327.1
174	リニユロン					4.4E+1			44.1
175	2,4-D					2.6E+2			260.1
176	HCFC-141b							1.4E+4	13,564.6
178	1,2-ジクロロプロパン								
179	D-D					6.1E+3			6,147.5
181	ジクロロベンゼン	7.4E-1					8.4E+2	1.6E+5	158,717.2
182	ピラゾキシフェン					6.0E+0			6.0
183	ピラゾレート					7.9E+2			792.0
184	ジクロロベンル					2.7E+2			271.8
185	HCFC-225							1.6E+4	15,675.9
186	塩化メチレン	3.1E+4						5.2E+1	30,747.9
187	ジチアノン								
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン								
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					3.6E+2			360.0
194	ホサロン								
195	プロチオホス					6.0E+0			6.0
196	メチダチオン					6.7E+2			668.0
197	マラソン					2.5E+2			252.0
198	ジメトエート								
200	ジニトロトルエン								
203	ジフェニルアミン								
204	ジフェニルエーテル								
206	カルボスルファン					1.8E+1			18.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	6.3E+0						4.0E+1	46.4
209	ジプロモクロロメタン							8.4E+2	843.1
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド								
212	アセフェート					2.5E+3			2,468.8
213	N,N-ジメチルアセトアミド	2.5E+2						4.6E+3	4,876.0
217	チオスクラム					7.5E+1			75.0
218	ジメチルアミン	1.6E+1						6.7E+1	83.1
221	ペンフラカルブ					3.7E+2			368.0
223	N,N-ジメチルデシルアミン								
224	N,N-ジメチルデシルアミン = N-オキシド	8.2E+1			7.5E+3			2.3E+2	7,794.5
225	トリクロルホン					1.0E+2	5.2E+0		105.2
227	パラコート					1.9E+2			185.0
229	チオファネートメチル					1.1E+3			1,067.1
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	2.6E+4							26,251.5
233	フェントエート					1.1E+2			108.0
234	臭素	6.9E-2						1.0E-3	0.1
236	アイオキシニル								
237	水銀及びその化合物	9.3E-1						5.8E+1	59.1
239	有機スズ化合物	1.0E+0							1.0
240	スチレン	3.4E+3	1.9E+4	1.6E+2				8.7E+2	23,765.9
242	セレン及びその化合物	1.9E-2						2.2E+2	218.6
243	ダイオキシン類							7.9E+2	793.7
244	ダゾメット					6.3E+3			6,321.3
245	チオ尿素	1.8E-4							0.0
248	ダイアジノン					1.4E+3	3.2E+0		1,411.2
249	クロルピリホス					3.0E+0			3.0
250	イソキサチオン					2.7E+2			268.0
251	フェニトロチオン					1.6E+3	2.2E+2		1,808.7
252	フェンチオン						1.1E+2		111.7
253	プロフェノホス					4.0E+1			40.0
254	イプロベンホス					3.4E+1			34.0
255	デカプロモジフェニルエーテル							2.4E-1	0.2
256	デカン酸						5.4E+0		5.4
257	デカノール							3.4E-2	0.0
258	ヘキサメチレントラミン	6.4E-4						3.9E+1	39.3

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成28年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬登 録製剤	登録製 剤以外 殺虫剤	その他	
259	ジスルフィラム	3.0E+0							3.0
260	クロロタロニル					1.1E+3			1,138.0
261	フサライド					1.0E+2			102.0
262	テトラクロロエチレン	3.7E+3						9.9E+0	3,758.2
266	テフルトリン					5.6E+1			56.0
267	チオジカルブ					1.6E+2			158.0
268	チウラム	2.8E+0				1.5E+2			152.8
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	3.4E+0						1.6E+2	166.3
273	1-ドデカノール								
275	ドデシル硫酸ナトリウム	1.7E+2			2.1E+4			1.5E+4	36,646.6
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	1.9E+2						6.1E+2	803.3
278	トリエチレンテトラミン	3.4E+0						2.7E+1	30.8
281	トリクロロエチレン	6.6E+3						8.8E+0	6,625.1
282	トリクロロ酢酸	1.8E+0						1.6E+1	17.4
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					2.6E+3			2,591.0
286	トリクロピル					4.8E+1			47.5
288	CFC-11							1.5E+4	14,835.4
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					3.0E+2			304.8
294	2,4,6-トリプロモフェノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	3.0E+4	3.4E+4					2.1E+3	66,179.4
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.3E+4	2.6E+4	2.5E+4				1.8E+3	65,742.2
298	トリレンジイソシアネート	4.8E+1							47.8
299	トルイジン								
300	トルエン	2.4E+5	4.7E+5	1.1E+5				2.4E+4	849,617.9
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	1.7E+3	3.9E+2					2.8E+3	4,797.0
304	鉛	7.1E-2							0.1
305	鉛化合物	1.3E+1		4.0E+2				3.0E+2	711.0
306	二アクリル酸ヘキサメチレン								
308	ニッケル	2.6E-3						6.1E+0	6.1
309	ニッケル化合物	1.4E+0						1.6E+3	1,571.9
316	ニトロベンゼン	8.0E-1							0.8
318	二硫化炭素	6.4E-1						3.2E-3	0.6
320	ノニルフェノール							2.5E-1	0.3
321	バナジウム化合物	6.6E-2						2.9E+2	293.1
322	CIディスプレイスブルー 79:1								
323	シメトリン					1.9E+2			192.0
325	オキシシン銅					2.7E+2			265.0
328	ジラム					3.2E+1			32.0
329	ポリカーバメート							5.1E+3	5,105.0
331	カズサホス					4.2E+1			42.0
332	砒素及びその無機化合物	6.0E-6						2.7E+1	26.9
333	ヒドラジン	5.7E+1						3.6E+2	421.9
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル								
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド								
336	ヒドロキノ	3.5E+0						4.5E+1	48.5
341	ピペラジン								
342	ピリジン	1.3E+0						2.3E-1	1.5
343	カテコール								
346	2-フェニルフェノール							2.0E-1	0.2
348	フェニレンジアミン								
349	フェノール	9.0E+1						6.9E-1	91.1
350	ペルメトリン					8.0E+1	1.6E+2		235.2
351	1,3-ブタジエン		1.8E+4					1.7E+3	20,110.1
354	フタル酸ジ-n-ブチル	6.2E+0		3.6E+2					368.0
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	9.7E+1						3.0E+1	127.0
356	フタル酸-n-ブチル=ベンジル	4.8E+0							4.8
357	ブプロフェジン					1.5E+2			146.0

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成28年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬登 録製剤	登録製 剤以外 殺虫剤	その他	
358	テブフェノジド								
360	ベノミル					1.7E+2			170.0
361	シハロホップブチル					2.0E+2			198.9
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					3.1E+2			312.0
364	フェンピロキシメート					4.8E+1			48.0
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロバルギット								
370	ピリダベン								
371	テブフェンピラド					3.0E+1			30.0
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1.0E+3					3.4E+4		35,372.1
376	ブタクロール					7.9E+2			792.0
377	フラン								
378	プロピネブ					4.9E+2			490.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	プロモジクロロメタン						1.5E+3		1,523.8
382	ハロン-1301								
383	プロマシル					1.0E+3			1,016.2
384	1-プロモプロパン	8.3E+3					6.2E+0		8,302.2
385	2-プロモプロパン								
386	臭化メチル					1.2E+3			1,159.3
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム = クロリド	2.1E+1			3.6E+2		3.0E+2		686.4
390	ヘキサメチレンジアミン								
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	3.9E+0							3.9
392	n-ヘキサン	4.1E+4	9.4E+4				7.9E+3		143,343.5
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物						4.0E+1		39.5
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	2.8E+1							28.4
398	塩化ベンジル								
399	ベンズアルデヒド	9.4E-4	7.5E+3				2.0E+3		9,470.2
400	ベンゼン	1.4E+3	1.3E+5				1.1E+4		138,671.3
402	メフェナセット					7.4E+2			744.3
403	ベンゾフェノン	3.6E-3							0.0
405	ほう素化合物	2.1E+2					2.1E+1	7.0E+4	70,251.0
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテ ル	4.1E+4			2.2E+5			2.4E+4	288,007.2
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル エーテル	5.6E+2			2.1E+2			2.2E+2	987.6
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテ ル硫酸エステルナトリウム	2.0E+2			2.6E+4			2.3E+4	49,590.3
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル エーテル	6.8E+3			8.4E+2			1.5E+3	9,092.1
411	ホルムアルデヒド	2.2E+3	8.8E+4				1.6E+4		106,540.1
412	マンガン及びその化合物	1.8E+0					1.1E+2		108.9
413	無水フタル酸								
414	無水マレイン酸								
415	メタクリル酸	5.7E+1					1.6E+4		16,189.9
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	6.6E-2					7.4E-2		0.1
419	メタクリル酸n-ブチル								
420	メタクリル酸メチル	6.7E+2					1.4E+2		808.0
422	フェリムゾン					1.5E+2			146.0
424	メチル=イソチオシアネート								
427	カルバリル					4.0E+1	2.9E+2		334.2
428	フェノバルブ					1.6E+2	4.7E+2		638.4
429	ハロスルフロンメチル					3.1E+1			30.6
430	インドキサカルブ								
431	アゾキシストロピン					2.6E+2			257.6
432	アミトラス								
433	カーバム					3.5E+2			350.0

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成28年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬登 録製剤	登録製 剤以外 殺虫剤	その他	
434	オキサミル					4.8E+0			4.8
435	ピリミノバックメチル					6.3E+0			6.3
436	-メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	2.6E+1						3.2E+1	58.0
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロベル オキシド	7.6E-1							0.8
442	メブロンル								
443	メソミル					1.7E+2			165.0
444	トリフロキシストロピン					4.2E+0			4.2
445	クレソキシムメチル					9.4E+1			94.2
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシ アネート	3.9E+1						8.1E-1	39.4
449	フェンメディファム								
450	ピリプチカルブ					1.7E+2			166.0
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	5.8E-1						3.5E+0	4.1
453	モリブデン及びその化合物	5.1E+0						5.2E+2	528.6
455	モルホリン	1.0E+1						1.5E+3	1,531.9
456	りん化アルミニウム								
457	ジクロルボス						9.2E+2		919.0
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							5.1E+0	5.1
460	りん酸トリトリル	2.6E+1							26.2
461	りん酸トリフェニル							7.6E-1	0.8
	合計	6.5E+5	1.3E+6	4.0E+5	3.8E+5	4.3E+4	3.9E+3	8.4E+5	3,598,090.9

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。